インフレスライドの運用フロー

賃金水準の変更がなされる都度、適用（請求）可能

7日以内

14日以内

1．インフレスライド請求（受注者 ⇒ 契約担当者）

○ 適用される工事
- 賃金等の急激な変動など、特殊な状況下にあるすべての工事
- 基準日以降の工期が２月以上ある工事
- 物価変動後の発注者の積算を基に計算した変動後残工事代金額が、変動前残工事代金額に比し、10/1000 以上変化（増加）していると予想される工事

○ 請求日
- スライド変更の可能性があるとして、受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日

○ 必要な提出様式・作業等
- 受注者は契約担当者に対し[様式１]を提出

2．基準日及び協議開始日の通知（契約担当者 ⇒ 受注者）

○ 請求から７日以内に通知

○ 基準日
- スライド変更のための基準となる日であり、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価水準変動後単価の基準とする
- 基準日は、請求日から 14 日以内の日でなければならない。

○ 協議開始日
- 基準日以降で、全体スライド額の算出に要する日時を考慮し、協議開始日を設定する（受注者の数量算出や発注者のスライド額算出作業等を考慮したうえで設定する）

○ 必要な提出様式・作業等
- 契約担当者は受注者に対し、基準日及び協議開始日を[様式３]により通知

3．基準日（請求日から 14 日以内の日）

○ 基準日における出来形数量確認（工事監督員が実施）
○ 残工事スライド金額の算定基準日

⇒ 残工事量・スライド金額の算出

4．協議開始日（基準日以降で設定：[様式３]で通知した日時）

14日以内

5．インフレスライド額協議開始の通知（契約担当者 ⇒ 受注者）

○ 必要な提出様式・作業等

① 精査した結果、スライド対象外となる場合
- 契約担当者は受注者に対し、スライド対象外となる旨を[様式６]により通知

② 精査した結果、スライド対象となる場合
- 契約担当者は受注者に対し、スライド額の協議開始を[様式７]により通知

※ 通知の日付は、原則として協議開始日と同日付けとする

6．スライド額の確定（受注者の承諾：協議開始から 14 日以内）

○ 必要な提出様式・作業等

① 受注者がスライド額を承諾する場合
⇒ 受注者は、契約担当者に対し[様式 10]を送付する

② 受注者がスライド額を承諾しない場合
⇒ 協議開始日から 14 日以内に承諾が得られない（協議が整わない）場合、契約担当者は受注者に対し[様式 11]による決定通知を実施

7．契約変更（精算変更時に実施してもよい）

○ この時点（精算時点）において、上記「６．」において通知したスライド額に変動が生じる場合は、スライド額を再度算出し、通知したうえ変更するものとする。

8．工期末

一箇月以上